

函館市監査公表第23号

函館市長から、財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年6月26日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治



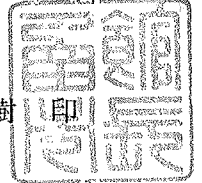
函 経 雇

平成30年 5月28日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	経済部		
監 査 の 種 類	定期監査・ <u>財政援助団体等監査</u> ・その他（ ）		
監査等実施期間	平成29年10月25日～平成30年1月25日	講評日	平成30年2月1日
調査対象事項名	公の施設の指定管理者監査 施設名 函館市勤労者総合福祉センター 団体名 公益社団法人函館市シルバー人材センター		
指摘事項, <u>意見</u> ・要望事項			
指定管理者は、函館市勤労者総合福祉センター条例施行規則（平成15年規則第60号）で定める休館日のほかに、器材点検等のためとして毎月第3木曜日を休館日としており、市もその状況を認識しているが、何らかの届出によるものでもなく経緯が不明であり、函館市勤労者総合福祉センターの管理に関する協定書附属の要領にもその手続等に関する記載がないことから、市において取扱いを整理する必要があると思料する。			
措置内容, 対応・考え方			
器材点検等のための休館日につきましては、監査意見のとおり、市もその状況を認識していながらその取扱いについて整理をしておりませんでした。 器材点検日は施設の運営上必要であり、施設利用者がいることにより点検に支障をきたすおそれがあることから、平成30年度からは「函館市勤労者総合福祉センター条例施行規則第2条第2項」に基づき、休館日として承認しております。			